

平成28年6月23日  
研究所 規程 第27号

## 1. 背景と位置付け

政府においては、首都直下地震発生時において、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的に、政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定）を策定し、非常時優先業務の実施に係る政府の方針を定めるとともに、府省横断的な事項を定めている。

これを踏まえ、国土交通省においては、「国土交通省業務継続計画 第3版」を策定している。それによれば、「継続すべき優先業務」を次のように抽出している。

### 国土交通省業務継続計画より 継続すべき優先業務の抽出

#### 業務が停止した場合の影響

##### レベルⅠ：影響は軽微～

その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

##### レベルⅡ：影響は小さい～

若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）

##### レベルⅢ：影響は中度～

国民生活上の不便、法的手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）

##### レベルⅣ：影響は大きい～

法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起こることが予想されるレベル

##### レベルⅤ：影響は極めて大～

人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

2週間以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を継続すべき優先業務として抽出する。

上記考え方の下、法人としての災害対応の必要性から業務継続計画を策定するものとする。策定にあたっては、当研究所の業務継続は、研究施設等の稼働の可否に大きく影響されることから、災害発生時における初動対処業務を主として本計画を定めるものとする。

なお、本計画は、火災、震災その他の災害の防止及び人命の安全を図ることを目的と

して作成した「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所防災業務計画」（仮）を補完するものである。

## 2. 基本方針

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下、「研究所」という。）は、「船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に係る技術並びに電子航法に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資する」ことを目的に設置されている。海上・港湾・航空技術研究所は、その諸機能を継続するため、下記の方針にもとづいて、業務継続性の確保を図る。

- ①研究所の職員（庁舎内の来客者を含む）の安全を確保する。
- ②被災地の調査、被災原因の究明を行い、被災地の復興や今後の施設整備に貢献する。
- ③研究所が実施する業務が継続して行えるよう、必要な人員体制を確保するとともに、執務環境についても整備する。

## 3. 想定する被害

想定災害は、中央防災会議で想定されている都心南部直下地震（M7.3、東京23区の最大震度7）とし、以下のような被害が発生することが予想され、業務継続に大きな影響が発生することが想定される。

また、港湾空港技術研究所における想定災害は、三浦断層群地震（M7.2、横須賀近傍の最大震度7）であることから別途策定することとする。

- 公共交通機関  
地下鉄の運行停止は、1週間継続する。  
JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。
- 道路  
主要道路の啓開には、1週間を要する。
- 電力  
停電は1週間継続する。
- 電話  
商用電話回線の不通は1週間継続する。
- 上水道  
断水は1週間継続する。
- 下水道  
下水道の利用支障は1か月継続する。
- 庁舎等  
事務庁舎については、大きな損傷はないものの、利用上一部の支障が生ずる。  
研究施設等は、利用上何らかの支障が生ずる。

## 4. 非常時優先業務

(1) 安否確認業務

各所属長（各課、各研究系及び各研究領域の長）は、災害発生時に所属職員等の安否等の確認を行う。

(2) 施設等確認業務

各所属長は、施設等の被災状況の確認を行う。

(3) 研究所災害総合対策本部業務及び各研究所災害対策本部業務

研究所は、被災後すみやかに研究所災害総合対策本部（以下、「災害総合対策本部」という。）を設置することとし、必要に応じて海上技術安全研究所災害対策本部、港湾空港技術研究所災害対策本部及び電子航法研究所災害対策本部（以下、「各研究所災害対策本部」という。）を設置する。

災害総合対策本部は、円滑な業務の遂行のため研究所内の総合調整を行う。

各研究所災害対策本部は、各所属長から職員の安否情報、施設の状況等の報告を受けるとともに、今後の継続すべき業務の判断、その他必要な事項を決定し、災害総合対策本部に報告する。

災害総合対策本部及び各研究所対策本部の構成は、次のとおりとする。

①災害総合対策本部 総合対策本部長 理事長、本部員 理事及び理事長が指名する者

②各研究所災害対策本部 本部長 各研究所長、本部員 各研究所の職員のうちから各研究所長が指名する者

5. 業務継続のための執行体制・執務環境

(1) 職員の参集

首都直下地震が勤務時間外に発生した場合に参集できる職員を把握し、非常時優先業務を継続するために必要な職員を確保する。

【課題】

- 参集基準の必要性など今後の検討
- 安否確認の効率的な手法など今後の検討

(2) 備蓄品

非常時優先業務等を実施するために必要な食料、飲料水等を備蓄する。

【課題】

- 備蓄目標の必要性など今後の検討

6. 教育・訓練等

業務の継続の実効性を確保するため、全職員が業務継続の重要性を共通の認識として定着させていくよう、非常時の業務実施体制を平時から想定させ、また、施設等を適切に活用できるよう周知させることなどを目的として教育・訓練を定期的実施する。

教育・訓練や計画の実行を通じて、問題点の洗い出し及び課題への取り組み状況など

から、是正するところを改善し、計画を更新する。

#### 7. その他

首都直下地震以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態に応じ、本計画を参考にすることとする。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。